

社会福祉法人代々木鳩の会

理事会 報酬・旅費（交通費）規定

本規定は、定款第二十一条の規定により、理事・監事の報酬・旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・理事会出席の理事、監事に対して、一回につき以下の額を報酬として支払うものとする。
理事会の開催時間が2時間以内の場合は、1回につき5,340円
理事会の開催時間が2時間を超える場合は、1回につき12,510円
- ・監事または理事が、内部監査及び指導検査立会等、法人の業務にあたる場合は一時間当たり2,000円を報酬として支払うものとする。
- ・報酬の支払いにあたっては、法定所得税を預かるものとする。
- ・施設並びに本部より給与・報酬を受ける理事には支給しない。

【旅費交通費】

- ・理事会出席の理事・監事には、旅費として理事会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【宿泊費】

- ・理事会及び法人業務に際し、宿泊が必要な場合は実費を支給する。

附則

この規程は、2002年4月1日より施行

2004年1月19日より改定施行

2015年10月1日より改定施行

2017年6月10日より改定施行

(2017年第1回定時評議員会にて承認、同日より施行)

(役員の報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2020年度の役員報酬限度額を800万円とします。

但し、役員とは理事、監事のことであり、支給される報酬の合計額です。

(役員の報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。